

令和 8 年

第 8 回 阿 波 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

阿 波 市 農 業 委 員 会

令和 8 年第 8 回 阿波市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 8 月 2 5 日（火）午前 10 時～午前 10 時 36 分
2. 開催場所 阿波市役所 3 階大会議室
3. 出席委員 （1 9 名）
 - 1 番 米 澤 実
 - 2 番 片 岡 寛 之（副会長）
 - 3 番 板 東 由 裕
 - 4 番 赤 松 晃 一
 - 5 番 糸 谷 徳 文（中立委員）
 - 6 番 新 見 正 美（会長）
 - 7 番 坂 東 満二郎
 - 8 番 江 東 幸 和
 - 9 番 唐 渡 義 伯
 - 1 0 番 天 満 仁
 - 1 1 番 森 本 定
 - 1 2 番 古 本 義 春
 - 1 3 番 大 村 敏 信（副会長）
 - 1 4 番 金 山 敬 治
 - 1 5 番 竹 内 正 法
 - 1 6 番 篠 原 安 博
 - 1 7 番 武 澤 守
 - 1 8 番 十 川 昭 夫
 - 1 9 番 十 川 幸 利（会長職務代理者）
4. 欠席委員 （0 名）
5. 議事録署名委員
 - 1 8 番 十 川 昭 夫
 - 2 番 片 岡 寛 之
6. 議事日程
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について（委員会処分）

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）

第3号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）

第4号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）

報告第1号 使用貸借による解約書について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第3号 2アール未満の農地転用届について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊 坂 典 恭

係 長 原 田 裕 人

係 長 原 田 昂

主 事 植 原 諒

8. 会議の概要

午前10時 開会

【事務局】

ただ今から、令和8年第8回阿波市農業委員会総会を始めさせていただきます。着座にて進行させていただきます。はじめに、新見会長からご挨拶を申し上げます。

【議 長】

皆様、本日はご多忙の中、総会にご出席をいただき誠にありがとうございます。当分厳しい残暑がまだまだ続きそうですので、どうぞお体には十分、ご留意していただきたいと思います。それでは、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。これより総会を始めさせていただきます。着座にて進行いたします。

【議 長】

それでは、会議を始めます。ただ今の出席委員数は、19名で定足数に達しておりますので、これより令和8年第8回阿波市農業委員会総会を開会いたします。

【議 長】

続きまして、議事録署名者を決定したいと思います。議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

それでは、指名させていただきます。議事録署名者には、18番十川委員、2番片岡委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

【議 長】

本日の議案は、第1号から第4号までの4議案となっております。また、報告事項につきましては、第1号から第3号までの3件となっておりますので、議案審議終了後、事務局よりご報告いたします。なお、発言のある方は、挙手の上、議長の許可を受けてから、発言をしていただくようお願いいたします。それでは、審議に入らせていただきます。

【議 長】

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（植原）第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請（委員会処分）について説明いたします。今月の申請は、9件となります。内訳としまして、売買が5件、贈与が4件となっております。座らせて頂き、議案書と地図資料により説明させていただきます。

はじめに、案件番号1番、地図は、1ページから4ページをご覧ください。地目は畑、3筆 面積は併せて11,484㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人とその家族が農作業に従事していき、すだち・葡萄・蜜柑を作付けする予定です。なお、譲受人の国籍は●●●ですが、永住者として在留資格を満たしているとともに、この度の農地法第3条申請については要件を満たしているものと思われます。

続きまして、案件番号2番、地図は、5ページ、6ページをご覧ください。地目は田及び雑種地、3筆 面積は併せて2,179㎡ 契約内容は、贈与となっております。譲受人が農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地にも水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号3番、地図は、7ページ、8ページをご覧ください。地目は田、1筆 面積は289㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していき、玉葱を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 4 番、地図は、9 ページ、10 ページをご覧ください。地目は田、2 筆 面積は併せて 2,478 m² 契約内容は、贈与となっております。譲受人とその家族が農作業に従事していて、水稻、トマトを作付けされております。申請地にはトマトを作付けする予定です。

続きまして、案件番号 5 番、地図は、11 ページから 14 ページをご覧ください。地目は溜池及び田、4 筆 面積は併せて 2,194 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人とその家族が農作業に従事していて、水稻、レタスを作付けされております。申請地には水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 6 番、地図は、15 ページから 16 ページをご覧ください。地目は田、1 筆 面積は 904 m² 契約内容は、贈与となっております。譲受人とその家族が農作業に従事していて、水稻、露地野菜を作付けされております。申請地には水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 7 番、地図は、17 ページ、18 ページをご覧ください。地目は畑、1 筆 面積は 441 m² 契約内容は、贈与となっております。譲受人が農作業に従事していて、水稻、蔬菜を作付けされております。申請地には玉ねぎ、菜の花を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 8 番、地図は、19 ページ、20 ページをご覧ください。地目は田、1 筆 面積は 646 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していて、水稻、蔬菜を作付けされております。申請地には水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 9 番、地図は、21 ページから 24 ページをご覧ください。地目は田、2 筆 面積は併せて 4,195 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人とその家族が農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地にも水稻を作付けする予定です。

以上、説明しました案件については、荒廃農地のところもございしますが、取得後、周囲に迷惑をかけないよう譲受人が解消をしていきますとの回答を頂いております。機械、労働力、通作距離及び周辺地域との関係も問題がなく、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事由には該当せず、資格要件をすべて満たしているものと思われまふ。以上、説明を終わりますので、ご審議のほど、よろしく願ひいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号 1 番を 1 番米澤委員に願ひします。

○1番（米澤委員）1番米澤です。案件番号1番ですが、21日電話にて書類提出者に内容を聞きました。譲受人は●●●で、現在●●●で週末農業をされています。今回取得したところには、すだち・ぶどう・蜜柑など栽培したいということでした。大分荒れた農地なので、そこを改善するのに時間がかかると言われておりました。また●●●からこちらの方に毎週通ってくる予定で、今後移住も考えていきたいということで何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号2番・3番を4番赤松委員にお願いします。

○4番（赤松委員）4番赤松です。案件番号2番に関しては娘さんのところに贈与するというので、問題ないと思われます。また案件番号3番に関しては、弟のところに売買ということで、土地に関しては現状維持で、問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号4番を5番糸谷委員にお願いします。

○5番（糸谷委員）5番糸谷です。先日、本人に聞き取りをしました。以前からビニールハウスでトマトを生産されて、今回贈与ということで、事務局説明通り何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしく願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号5番を私6番新見が説明します。

○6番（新見委員）内容につきましては事務局説明の通りで、17日に現地調査をしたところ、水稻を作付しており、申請者に聞き取りをすると、譲渡人は県外で仕事しており、耕作できないため売却をしたいとのことでありました。譲受人は申請地を以前から耕作しており、引き続き譲り受けた農地に水稻、ブロッコリーなどを作付けしていくとのことであり、問題ないと思います。

【議 長】

つづきまして、番号6番を8番江東委員にお願いします。

○ 8 番（江東委員） 8 番江東です。譲渡人と譲受人は親戚で、もう 20 年以上前から米を作っていて、今回贈与という形になりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号 7 番・8 番を 15 番竹内委員にお願いします。

○ 15 番（竹内委員） 15 番竹内です。先日、譲受人から聞き取りと現地確認を行いました。譲渡人は県外に住んでおり、農業には従事しておりません。申請地は小作地として、譲受人が長年耕作をしており、今回の申請に関してこの小作権を解除して贈与をするという話がまとまりました。譲受人は今後も玉ねぎ・菜の花をするということで問題はないと思われます。ご審議お願いします。続きまして、案件 8 番も譲受人と現地確認をいたしました。譲渡人は県外に住んでおり、直接作業はできませんので、代わりに親戚の方が長年、水田を耕作していましたが、その親戚の方も手放したいような考えが以前からあったようです。ちょうど譲受人の農地が譲渡人の農地と隣接している関係で、譲渡人が譲受人に対し購入を依頼したという経緯があるようです。譲受人は今後も水稻を栽培するということで、何ら問題ないと思われます。よろしくお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号 9 番を 18 番十川委員にお願いします。

○ 18 番（十川委員） 18 番十川です。この案件ですが、譲渡人は市外に住んでおり、現状畑にちょっと草が生えている状態で土地の管理に困っていたところ、譲受人が水稻面積をふやしている話があったので売買して欲しいということで話がまとまり今回の案件になりました。今後は草の管理をしていくことでしたので、特に問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第 1 号議案について説明がありました。これについて質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第1号議案については、原案どおり許可することに決定しました。

【議 長】

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(知事処分)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(原田) 続きまして第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(知事処分)を、説明いたします。

番号1番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、500 m² 転用目的は、「住宅」で、「所有権移転」です。地図資料の25ページを併せてご覧ください。申請地は、吉野町の「阿波市役所吉野支所校」から北へ約250mに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地ではありますが、吉野支所から300m未満の距離に存在するため第3種農地と判断します。転用者は県外から阿波市に転居し、妻の実家で生活しています。家族も増え近くで持ち家を建てたいと考えていたところ、土地の所有者と話がまとまり、この度の申請にいたしました。土地の造成等については、整地後碎石を敷く計画で、農地側にはコンクリート擁壁を新設するため土砂の流出はないものと思われます。給水については水道課と協議済みです。生活排水については浄化槽を經由後南側道路側溝に流すことで維持管理課と協議済みで、雨水は敷地内で地下浸透させる計画であり、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号2番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、全て田 面積は、併せて1,562 m² 転用目的は、「資材置場及び駐車場」で、「使用貸借権の設定」です。地図資料の27ページを併せてご参照ください。申請地は、市場町の「阿波市立八幡小学校」から北へ約150mに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と認められますが、「集落に接続して設置されるもの」とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は●●●を営んでいる会社です。本申請地は、もともと耕作放棄地で、転用会社の代表の家から近いこともあり、代表個人が農業を行う計画で3条申

請にて取得した土地です。過去に耕耘と施肥を何度も行いましたが、水はけが悪く耕作に向かない土地であることから良質土で盛土し土地改良をしました。そのような経過の中で、転用会社は新たに●●●も手掛けるようになり、事業拡大に伴い資材が増えてきました。また、これまで使用していた資材置場に家族が住宅を建築し、資材の保管場所や駐車場が手狭になってきました。コンクリートや機械等の資材費も高騰する状況で、新たな資材置場が急ぎで必要になり、本申請地を農地法の許可を得ていない状態で利用してしまいました。そこで、違反状態を解消し適正に利用するため始末書を付し、本申請をする運びとなりました。土地の造成等については、表土をすきとった後 1m ほど盛土しクラッシャーで整地しています。周囲をコンクリートブロックで囲っているため、土砂の流出は無いと思われます。また、盛土規制法に係る届出も徳島県に受理されています。給水については必要なく、排水は雨水のみで敷地内で地下浸透させる計画です。排水計算書も提出されており、周辺の農地には影響しないと思われます。

番号 3 番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、全て田 面積は、併せて 1,984 m² 転用目的は、「駐車場」で、「所有権の移転」です。地図資料の 29 ページを併せてご参照ください。申請地は、阿波町の「阿波市立林小学校」から南西へ約 1km に位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから第 1 種農地と認められますが、「集落に設置されるもの」とある第 1 種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は●●●を営んでおります。この度新規に西長峰工業団地内企業より●●●の依頼を受け、既存の転用者所有の●●●とし、本申請地を●●●駐車場として利用する計画となりました。その中で農地の管理に苦慮していた所有者と話がまとまりこの度の申請にいたしました。土地の造成等については、整地後碎石を 20cm 敷く計画であり、周囲に既存壁がない箇所は流出しないよう部分的に盛土後土羽固めを行うため、土砂の流出は無いと思われます。盛土規制は対象外であり、道路施工・道路占用・改良区水路の改築工事関係については関係機関と協議済みです。給水については必要なく、排水は雨水のみで敷地内で地下浸透にて処理することから周辺の農地には影響しないと思われます。

番号 4 番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田及び畑 面積は、併せて 9,518 m² 転用目的は、「倉庫敷地」で、「所有権の移転」です。地図資料の 31 ページを併せてご参照ください。申請地は、阿波町の「阿波市立林小学校」から南西へ約 1km に位置する農地で、農業公共投資の対象となっている第 1 種農地と農業公共投資の対象となっていない第 2 種農地が混在しています。また、農地法施行規則第 35 条第 4 号規定の『流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設』とある第 1 種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は先ほどの 3 番案件と同じで、昨今●●●が増加しており、西

長峰工業団地内企業等からも倉庫着工の要望もあり、地域経済の活性化も踏まえ新たな●●●を新設する計画となりました。その中で農地の管理に苦慮していた所有者と話がまとまりこの度の申請にいたしました。土地の造成等については、整地碎石で盛土する計画であり周囲にL型擁壁も新設するため、土砂の流出は無いと思われます。盛土規制法、土壤汚染対策法、開発協議、道路施工・水路改築関係についても各関係機関と協議済みです。給水については市道南整理7号線からφ20で給水する計画です。雑排水・汚水は合併浄化槽で処理後市道南整理7号線側溝へ放流。雨水は阿波西部土地改良区管理水路へ放流する計画で、開発協議申請の中で排水計算もされています。それぞれ関係機関とも協議済みで周辺の農地には影響しないと思われます。

以上、第2号議案の案件につきましては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第5条第2項の許可要件を満たしていると思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。それでは、番号1番を3番板東委員にお願いします。

○3番（板東委員）3番板東です。聞き取り並びに現地調査を行い、事務局の説明通り、土地の管理に苦慮していた譲渡人と土地を探していた譲受人で、話がまとまりました。問題ないかと思います。

【議 長】

ありがとうございます。つづきまして、番号2番を8番江東委員にお願いします。

○8番（江東委員）8番江東です。土地は1年前から工事をしており、現地に行ったところ駐車場にしておりました。行政書士に聞いたところ、北岸用水のことで問題がありましたが、クリアにして今は問題ないと聞いております。

【議 長】

ありがとうございます。つづきまして、番号3番・4番を19番十川委員にお願いします。

○19番（十川委員）19番十川です。3番の案件は、事務局から説明した通り

です。譲受人は倉庫を所有しており、その周辺の土地です。現在、この土地には水稻と野菜を植えております。譲渡人は作ってもらっているので契約を解除し、譲受人が駐車場にするので土地を更地にする聞いております。4番の案件ですが、これも事務局の説明通り、譲受人が工業団地の●●●を請け負っており、最近の製造業者は倉庫を持たなくて、できた製品の保管に困っており、その●●●購入しました。ただ、この該当地は先ほども言いました譲受人の倉庫があるところの周りで、工業団地から下ったところに位置するところで、場所的にも非常に使い勝手もよく譲渡人も近くに住んでなく土地の管理も難しいということで、売買が成立したようです。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第2号議案について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第2号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

【議 長】

次に、第3号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について(諮問)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(植原) 第3号議案 農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。この計画は、農地中間管理事業の推進に基づく農地の貸し借り等の申し出について、市町村がとりまとめたもので、農業委員会への諮問、決定を経て、その効果を生じさせるという手続きの流れになっておりまして、今回、令和8年8月24日付け阿農振第579号で阿波市長より諮問を受けております。それでは、別途お配りしております、「令和8年農用地利用集積等促進計画第8号」をご覧ください。3ページを開いていただきますと、全体の契約件数となっており、19件49筆 総面積51,419㎡の利用集積となっております。内訳としましては、更新

で賃貸借が、23 筆 26,044 ㎡。使用貸借が、6 筆 4,447 ㎡。次に、新規で賃貸借が、19 筆 20,081 ㎡。使用貸借が、1 筆 847 ㎡。なお、解約者につきましては、4 ページをご覧ください。11 件 34 筆 31,198 ㎡となっております。以上、今回諮問の農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、第 3 号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第 3 号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取については、承認し、計画については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

次に、第 4 号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

○農業振興課（瀬尾）失礼いたします。農業振興課の瀬尾と申します。よろしくお願いいたします。それでは本日、議案におきまして、「意見の聴取」をお願いしております、「阿波市地域計画の変更」について説明いたします。こちらは農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和 7 年 3 月末で作成したものです。内容はこれから 10 年後を見据えて地域で管理していく農地の面積を定めて、農地の管理方法や農地の集約化などについて記載したもので、阿波市では小学校区を基準に 10 地区分を作成しております。本日の変更案では、農地転用を申請するために地区内の農地面積を変更するものと農地中間管理機構を利用した農地の貸し借りや解約などが行われたために集積率と各農業者ごとの経営面積を更

新するものについて変更したいと考えております。変更箇所については赤字で記載しており、かっこがあるものについてはかっこの中が変更前の数字となっております。以上、大変簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、農業振興課から説明がありましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、第4号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第4号議案 地域計画の変更に係る意見聴取については、承認し、変更については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

引き続き、報告事項について、事務局の説明を求めます。

○事務局(植原) それでは、報告第1号 使用貸借による解約書について、ご報告いたします。議案書は6ページとなります。今月は、1件6筆の解約届がございました。内訳としましては、利用集積計画による使用貸借の解約が、1件6筆となっております。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、ご報告いたします。議案書は、7ページとなります。今月は、4件6筆の合意解約通知書が出されております。内訳としましては、利用集積計画による貸借の解約が、3件5筆、残存小作による解約が1件1筆となっております。以上、報告とさせていただきます。

○事務局(伊坂) 続きまして、報告第3号「2アール未満の農地転用届」についてご説明いたします。

番号１番、議案書８ページ、地図資料は３４・３５ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり、登記地目は「畑」、現況地目は「雑種地」で、登記面積は８７㎡の転用でございます。転用目的は「農業用進入路」で、届出地には、平成２０年ごろから農業用進入路の敷地として利用してきました。

続きまして、番号２番、議案書８ページ、地図資料は３６・３７ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり、登記地目は「田」、現況地目は「宅地」で、登記面積は４５９㎡のうち７７㎡の転用でございます。転用目的は「農業用倉庫」で、届出地には、平成１５年ごろから農業用倉庫の敷地として利用してきました。

続きまして、番号３番、議案書８ページ、地図資料は３８・３９ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり、登記地目は「田」、現況地目は「雑種地」で、登記面積は４６㎡のうち１８㎡の転用でございます。転用目的は「農業用作業場」で、届出地には、平成１７年ごろから農業用作業場の敷地として利用してきました。

いずれの案件も、最近になり法律的に問題があることを知り農地転用届が提出されました。添付書類もすべて揃っており受理条件を満たしております。以上で、「２アール未満の農地転用届」のご報告とさせていただきます。

【議 長】

報告について以上でございますが、質疑もしくは、ご意見はありませんか。

（「質疑等なし」の声あり）

【議 長】

なければ、以上をもちまして、令和８年第８回阿波市農業委員会総会を閉じることといたします。なお、次回の総会につきましては、令和８年９月２５日（金曜日）午後１時３０分から、本庁３階大会議室での開催予定としております。よろしく願いいたします。

（終了時間 午前１０時３６分）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和 8 年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員